

前回定例会（平成18年4月5日）以降の行政の動き

平成18年5月10日
原子力安全・保安院
原子力安全地域広報官

1. 平成17年度の原子力発電所の設備利用率について（4月7日）

原子力安全・保安院は、電気事業者から平成17年度の原子力発電所の運転実績について報告を受け、その設備利用率を集計。沸騰水型（BWR）と加圧水型（PWR）の総合値として、71.9%（前年度68.9%）となった。

2. 平成17年度の原子力施設におけるトラブルについて（経済省所管分）（4月7日）

実用原子力発電所において、平成17年度に法律に基づき報告されたトラブルの件数は15件（前年度20件）であった。うち柏崎刈羽発電所関連は1件（5号機自動停止）。原子炉1基当たりのトラブル報告件数は約0.3件（前年度約0.4件）であった。

3. 原子炉施設安全情報申告調査委員会の開催及び原子力安全・保安院の措置について（㈱東芝製原子炉流量計の実流量試験データ不正について）（4月20日）

㈱東芝が原子力発電所向けの原子炉給水流量計についてデータの不正な補正を行ったとの申告に関して、原子力施設安全情報申告調査委員会（事務局・原子力安全・保安院）としての調査結果を取りまとめ公表。㈱東芝が不正な補正を行ったデータを東北電力㈱及び東京電力㈱に提出したことや社内でそれを防止する体制が取られていなかったことなど事実関係やその原因等が明らかになった。保安院は、㈱東芝、東京電力㈱及び東北電力㈱に対して、厳重に注意するとともに、再発防止策を5月19日までに報告するよう求めた。

4. 平成18年度原子力総合防災訓練について（4月21日）

四国電力㈱伊方発電所における事故を想定し、経済産業省及び文部科学省が共同で作成した計画により、国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、10月下旬に、原子力災害対策本部等の設置・運営の総合的な防災訓練を実施する。

5. 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機における原子炉冷却材再循環系配管の欠陥に関する評価の妥当性確認の結果について（4月24日）

原子力安全・保安院は、電気事業法第55条第3項の規定により、平成18年4月19日に東京電力㈱から報告のあった、1号機第14回定期検査期間中に確認されたオーステナイト系ステンレス鋼製原子炉冷却材再循環系配管（SUS316(LC)材）の欠陥に関する評価の対象、方法及び結果について評価を行い、その結果妥当であることを確認した。

6. 実用発電用原子炉に対する保安検査結果等（平成17年度第4四半期）の原子力安全委員会への報告について（4月27日）

原子力安全・保安院は、標記検査の結果について原子力安全委員会に報告した。全国17の原子力発電所に対して行われたが、保安規定違反に該当する事項は認められなかった。柏崎刈羽原子力発電所では、原子炉施設の定期的な評価に係る保安活動の実施状況を重点的に検査。記録の記載内容が不十分な点等改善が必要な事項は3件あったものの、選定した検査項目に係る保安活動は概ね良好であった。

7. 平成18年度「原子力エネルギー安全月間」について（4月28日）

原子力事業者等から構成される原子力エネルギー安全月間推進委員会の企画による「原子力エネルギー安全月間」に、当該推進委員会に参画する原子力安全・保安院としても、原子力エネルギー安全実務功労者に対する経済産業大臣表彰に加え、各原子力施設にて、現場の幹部や従業者と意見交換を行うなど積極的に取り組む予定。

8. 原子力安全委員会における耐震設計審査指針の改訂状況について（4月28日）

原子力安全委員会の耐震指針検討分科会において、原子力発電所等の耐震設計の審査に用いられている「耐震設計審査指針」の改訂原案が取りまとめられた。今後、原子力安全委員会本委員会における審議を経て、同委員会がパブリックコメントの募集を行う予定で、改訂されるのは本年夏頃になる見通し。原子力安全・保安院は、従来から最新の知見を踏まえた安全審査等を行っているため、既存の原子力発電所等の耐震安全性に問題はないと考えているが、耐震安全性に対する信頼性の一層の向上のため、指針が改訂された時点で、既存の施設について、改訂された指針に照らして耐震安全性を確認する。

9. 柏崎刈羽発電所第2号機の定期検査終了証の交付について（5月9日）

総合負荷性能検査を行い、全ての検査が終了したと認められたことから、定期検査終了証を交付した。

以上